

別紙

諮問第1711号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇に関する私立特別支援学校等経常費補助金についての調査表、交付決定書、実績報告書（用途がわかるもの）、全体の額確定一覧」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年5月29日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「実績報告書 費目別補助金執行実績」（以下「本件対象公文書1」という。）及び「交付申請書 障害児一覧表」（以下「本件対象公文書2」という。）を対象公文書として特定し、条例7条2号及び4号に該当する情報を不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年7月11日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年9月19日に実施機関から理由説明書を收受し、同年12月22日（第244回第二部会）から令和6年1月26日（第245回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに

実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、特定の学校法人に対する補助金に係る公文書である本件対象公文書1及び2を特定し、本件対象公文書1の「印影」（以下「本件不開示情報1」という。）及び本件対象公文書2の「印影」（以下「本件不開示情報2」という。）は、いずれも条例7条4号に該当するとして、また、本件対象公文書2のうち、「特別支援児の氏名、性別、生年月日、年齢及び入園年月日」（以下「本件不開示情報3」という。）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、「特別支援児の障害名、判定機関及び判定方法」（以下「本件不開示情報4」という。）は、個人に関する情報で公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、いずれも同条2号に該当するとして、これらの部分を不開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 本件不開示情報1及び2の不開示妥当性について

本件不開示情報1及び2は、いずれも特定の学校法人に係る印影であり、これを公にすることにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件不開示情報1及び2は、いずれも条例7条4号に該当し、不開示が妥当である。

ウ 本件不開示情報3及び4の不開示妥当性について

本件不開示情報3及び4について、実施機関は、いずれも条例7条2号本文に該当するとして不開示とするが、本件不開示情報3は同条2号本文前段を、本件不開示情報4は同条2号本文後段を、それぞれ適用している。

審査請求人は、本件不開示情報4のうち、判定方法や判定機関等については、同条2号本文後段には該当しないと主張する。

この審査請求人の主張に対し、実施機関は、弁明書及び理由説明書において、障害児が持つ障害の具体的な判定機関名及び判定方法については、それ単体では特定の個人

を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある旨説明する。

審査会が本件不開示情報 3 及び 4 が記載される本件対象公文書 2 を見分したところ、本件対象公文書 2 は、特定の私立学校に在籍する特別支援児又は障害児について一覧表の形式で作成された文書であることが確認された。その中には「氏名、性別、生年月日、年齢、障害名、判定機関、判定方法、入園年月日」といった個別の児童に関する情報が一連の内容として記載されていることから、本件対象公文書 2 に記載される情報については、児童を単位として相互に関連性を有する一体不可分の情報であると認められる。

また、本件においては、具体的な学校名を特定して開示請求されており、たとえ児童の氏名等を不開示として他の部分を開示したとしても、開示された情報の内容そのものから、あるいは他の情報と組み合わせることにより、学校関係者のみならず、広く一定の地域社会に属する人々に特定の個人が識別される可能性を否定できない。

したがって、本件不開示情報 3 及び 4 は、いずれも一体として特別支援児又は障害児の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であることから、条例 7 条 2 号本文前段に該当し、また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子